



県 章

山形県公報

平成29年4月1日(土)

号 外 (17)

目 次

選挙管理委員会関係

訓 令

○山形県選挙管理委員会事務局に置かれた職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令……… 1

選挙管理委員会関係

訓 令

山形県選挙管理委員会訓令第2号

事 務 局
地 方 事 務 局

山形県選挙管理委員会事務局に置かれた職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年4月1日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 熊 谷 誠

山形県選挙管理委員会事務局に置かれた職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

山形県選挙管理委員会事務局に置かれた職に充てる職員の指定に関する規程（昭和50年6月県選挙管理委員会訓令第1号）の一部を次のように改める。

別表中 「企画振興部市町村課主査（予算担当）」 を 「企画振興部市町村課総務主査」 に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

平成29年4月1日印刷
平成29年4月1日発行

発行所 山形県
発行人 山形県